

講演会・研修旅費等に関する支援

人材育成助成

制度があります！

どんな制度？

「芽室町の将来を担う人材を育成したい」という目的で、国内や海外で研修または交流事業等に対して、経費の半額を助成する制度です。

申請対象者

- ✓ 小・中・高校生
- ✓ 地域に根差した個性的なまちづくりのために活動するグループ
- ✓ 地域に根差した個性的なまちづくりのために活動する指導者

助成金額

算出方法：(助成対象経費－町以外の補助・助成金)÷2

上限額：国内10万円/人 海外40万円/人

対象経費：①交通費実費

②宿泊費

③交通費に係る使用料・手数料・各種税
例：空港施設使用料・空港税・出入国記録書類経費

④研修に必要な受講料・参加料・入場料

対象外経費：食費全般、研修に関係のない入場料、
研修日程のうち観光部分の交通費や宿泊費



提出書類

どんな事業でも提出が必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②人材育成助成要項第1号様式（事業内容、日程、経費等を記載するもの）
- ③収支予算書

その他の提出書類の例 ※事業内容や申請者によって異なります

- ・グループメンバーの氏名と住所
- ・旅行会社の見積書など経費の内訳がわかるもの
- ・視察内容のわかる資料

申請の注意

事業の内容によっては該当しないかもしれません。

経費の内容によっては部分的に該当しないかもしれません。

申請時期によっては出発前に助成金が交付されません。

旅行会社から旅費の内訳などを取り寄せてもらう場合があります。

様々な事例があり、そのまま申請を受けられるケースは稀です。

詳しくお話を聞かせていただきケースによって必要な書類をご説明しますので、

申請前（可能な限り早い時期）にご相談ください！！

研修中の注意

- ① 研修終了後に提出していただく実績報告では、研修の内容やそれを今後、どう取組に活かしていくかをご報告いただきます。
また、町のHP等で公開しますので報告書が作成できるようにしておいて下さい。
- ② 報告書には参加メンバー全員の研修写真が必要です。可能な限り、集合写真ではなく研修中の写真をご用意ください。
- ③ 実績報告には領収書が必要です。領収書がなければ実際に支払っていたとしても助成金の対象外になってしまいます。
また、領収書の宛名は助成金の申請者と合わせる必要があります。別の宛名でもらった領収書が対象外ですので、ご注意ください。

ご申請・お問合せ

芽室町役場 魅力創造課 魅力創造係

☎ 0155-62-9736

詳細はこちらもご覧ください

受付時間：平日 8：45～17：30

🌐 www.memuro.net

